

ま情審查答申第1号  
令和7年9月16日

まんのう町長 栗田 隆義 様

まんのう町情報公開審査会  
会長 白井 一郎

### 答申書

令和7年7月18日付けで貴職から受けた、令和7年5月26日付け7ま税発第〇〇号で通知した行政文書の非公開決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和7年5月26日付け7ま税発第〇〇号により、まんのう町長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、まんのう町情報公開条例（平成18年まんのう町条例第10号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく「①令和7年度固定資産税（土地・家屋）の課税地目を判断するに当たって各課税地目である定義が記載された文書」、「②令和7年度固定資産税（土地・家屋）の課税に当たって起案された決裁文書のうち、課税地目の定義が記載されている参考文書」、「③課税地目を判断するに当たって参照した国の通知文書」の公開請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消しを求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によれば以下のとおりである。

本件処分は、条例第2条第2項及び第7条第6号の解釈を誤ったものである。

条例第2条第2項において、実施機関の職員が職務上取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関において保有しているものは「行政文書」とすると定義されている。同項は取得元がどのような者であるかによって行政文書に該当するかしないかの峻別をしていない。よって、町の職員が職務上取得した文書は、国から取得した通知文書であっても「行政文書」に該当すると考えられる。

さらに、条例第7条第6号において、国が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、同号ア～オに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに限って、例外的に非公開情報とされ

ている。すなわち、国が行う事務又は事業に関する情報を一律に非公開情報とすることが想定されているわけではなく、非公開情報とされるものは、国から取得した通知文書であっても、そのうち同号ア～オに該当するものに限定されていると考えられる。

これらのことから、本件処分を受けた文書は、条例第2条第2項の「行政文書」に該当し、かつ、条例第7条第6号の非公開情報に該当しないことから、国の通知文書であるとの理由一点のみをもって行政文書該当性を否定し、非公開決定処分をすることはできない。

(なお、条例第7条第1号～第5号のいずれの非公開情報にも該当しない。)

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

#### 1 本件処分の内容及び理由

##### (1) 本件処分の内容

令和7年5月16日付けで審査請求人よりまんのう町長に対し、「①令和7年度固定資産税（土地・家屋）の課税地目を判断するに当たって各課税地目である定義が記載された文書」、「②令和7年度固定資産税（土地・家屋）の課税に当たって起案された決裁文書のうち、課税地目の定義が記載されている参考文書」、「③課税地目を判断するに当たって参照した国の通知文書」の行政文書の公開請求書が提出された。

本公開請求に係る行政情報について、実施機関として①と②に対応する文書については不存在であり、③に対応する文書については「固定資産評価基準」（自治省告示第158号）を特定したが、当文書は、条例第2条第2項に規定する行政文書にはあたらないことから、非公開を決定する本件処分を行ったものである。

なお、本件処分併せて、「固定資産評価基準」が総務省のホームページにて閲覧可能である旨を審査請求人に補足説明として電話で伝えた。

##### (2) 本件処分の理由

条例第2条第2項ただし書きにおいて「ただし、当該実施機関において、一般に安易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているものを除く。」とされている。この点において、「固定資産評価基準」は

- ・現に国がホームページに掲載しており、何人も容易に閲覧できること
- ・元々まんのう町の作成にかかる文書ではなく、本町が提供しなければ入手し難い情報ではないこと

から考量し、「一般に安易に入手することができる」に該当する書面であると判断し、「行政文書」にあたらないとしたことに違法または不当な点はない。

#### 2 審査請求人の主張について

(1) 「条例第2条第2項において、実施機関の職員が実務上取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関において保有しているものは「行政文書」とすると定義されている。同項は取得元がどのような者であるかによって行政文書に該当するかしないかの峻別をしていない。よって町の職員が職務上取得した文書

は、国から取得した通知文書であっても「行政文書」に該当すると考えられる。」との主張について。

条例第2条第2項ただし書きにおいて「ただし、当該実施機関において、一般に安易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているものを除く。」とされており、「固定資産評価基準」は「一般に安易に入手することができる」ものであることから、公開請求の対象となる行政文書にあたらない。

よって、実施機関による決定は妥当であると考える。

- (2) 「本件処分は、条例第2条第2項及び第7条第6号の解釈を誤ったものである。」との主張について。

「固定資産評価基準」は「行政文書にあたらない」ため、条例第7条第6号に規定する「行政文書」にも該当しないものであることから、この点においても違法または不当な点はなく、実施機関による決定は妥当であると考える。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

審査請求人が開示を求めた本件対象行政情報は、令和7年5月16日に公開請求を行った「①令和7年度固定資産税（土地・家屋）の課税地目を判断するに当たって各課税地目である定義が記載された文書」、「②令和7年度固定資産税（土地・家屋）の課税に当たって起案された決裁文書のうち、課税地目の定義が記載されている参考文書」、「③課税地目を判断するに当たって参照した国の通知文書」である。

実施機関は、①と②に対応する文書については不存在であり、③に対応する文書については「固定資産評価基準」を特定したが、これは、条例第2条第2項に規定する行政文書にはあたらないことから、非公開を決定する本件処分を行った。

審査請求人は、③に対応する文書である「固定資産評価基準」を非公開とすることについて、本件処分の取り消しを求め、本件審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

(1) 実施機関が、本件処分の理由にあげる条例第2条第2項ただし書きの趣旨は、一般に容易に入手又は利用が可能なものについては、情報公開制度の対象とする必要がない点にある。仮にそのような文書を対象とした場合、情報公開制度が図書館代わりに利用されるなど、本来の制度の趣旨に合致しない利用が見込まれ、行政機関に過剰な事務負担を強いることが懸念される。そのため、このような文書を情報公開制度の対象から除外することを目的としていると解される。

(2) 「固定資産評価基準」は、総務省のホームページに掲載されており、何人も容易に閲覧できるものであり、町が提供しなければ入手し難い情報ですらない。また、実施機関が、総務省のホームページにて閲覧可能である旨を審査請求人に電話で伝えており、審査請求人が既に閲読した旨を述べていることから、非公開決定とした場合にも審査請求人の不利益が皆無か、極めて微小である。これらのことから、「固定資産評価基準」が、「一般に安

易に入手することができるもの」に該当するとして、条例第2条第2項ただし書きに該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

3 以上の次第であるから、当審査会は、「第1 審査会の結論」に記載のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

令和7年7月18日 質問の受理

令和7年8月27日 審査会の開催及び審議

まんのう町情報公開審査会

(答申に関与した委員の氏名) 白井 一郎、平川 裕子、黒川 永二郎